

## 学友会規程集(抄)

### 1 学友会会則

#### 第1章 総則

- 第1条 本会は、大阪府立大学工業高等専門学校学友会と称する。
- 第2条 本会は、会員の自治的活動を基調として、教職員の協力の下に、健全で創造的な精神に満ちた学風を確立することによって、学生生活の充実と福利厚生の増進につとめるとともに学生の資質向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、第 2 条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条 本会は、大阪府立大学工業高等専門学校に在籍するすべての学生をもって構成する。
- 第5条 本会は、事務所を〒572-8572 大阪府寝屋川市幸町 26 番 12 号 大阪府立大学工業高等専門学校内に置く。

#### 第2章 会員の権利及び義務

- 第6条 会員は、本会のあらゆる活動に参加し、自由に意見を表明する権利を有するとともに、いかなる場合においても平等な取扱いを受ける権利を有する。
- 第7条 会員は、会費を納入しなければならない。  
2 会費は、1 年間 7,000 円とする。  
3 会費は、学生便覧に規定されている方法で納入する。
- 第8条 会員は、いかなる場合においても、本会の会則・諸規則及び諸機関の決定事項を遵守しなければならない。

#### 第3章 機関及び組織

- 第9条 本会は機関として評議会、執行委員会、書記局、クラブ管理委員会、選挙管理委員会を置く。  
2 執行委員会と書記局を併せて、執行部と称する。  
3 クラブ管理委員会と選挙管理委員会を併せて、専門委員会と称する。

#### 第4章 役員

##### 第1節 総則

第10条 本会は以下の役員を置く。

- (1) 評議会議長 ……………… 1名
- (2) 評議会副議長 ……………… 若干名
- (3) 評議会常務委員長 ……… 1名
- (4) 評議会副常務委員長 … 1名
- (5) 評議会評議委員 ……… クラス数
- (6) 評議会常務委員 ……… 4名以上 6名以下
- (7) 議長官房長 ……………… 1名
- (8) 議長官房次長 ……………… 1名
- (9) 執行委員長 ……………… 1名
- (10) 副執行委員長 ……………… 若干名
- (11) 書記長 ……………… 1名
- (12) 書記次長 ……………… 1名
- (13) クラブ管理委員長 ……… 1名
- (14) 選挙管理委員長 ……… 1名
- (15) 議長官房参事 ……………… 必要数
- (16) 執行委員 ……………… 必要数
- (17) 准執行委員 ……………… 必要数
- (18) 書記 ……………… 必要数
- (19) クラブ管理委員 ……… クラブ数
- (20) 選挙管理委員 ……… クラス数

第11条 評議会議長を学友会の最高職とする。

2 評議会議長は、対外的に「学友会会长」と称することができる。

第12条 評議会議長、執行委員長、書記長を併せて学友会三役と称する。

2 学友会三役は、学友会三役選挙によって選出する。

第13条 第10条に規定される役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第14条 第10条第1号から第14号に規定される役員は他の役員と兼任することができない。

## 第2節 役員の義務

第15条 役員は、本会目的の達成と本会全体の利益のために従事し、職務を遂行しなければならない。

第16条 役員は、職務遂行について、この会則、細則、規則、規定及び諸機関の決定事項に従い、上司の職務上の指示を守らなければならない。

第17条 役員は、その役職の信用を傷つけ、また、本会全体の名誉を傷つ

けるような行為をしてはならない。

第18条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第3節 辞職及び辞職の請求

第19条 役員が辞職する時の手続きをそれぞれ次の各号に定める。

- (1) 評議会議長が辞職する時は、書記局にこれを届け出こととする。
  - (2) 執行委員長、書記長、クラブ管理委員長、選挙管理委員長が辞職する時は、評議会議長にこれを届け出こととする。
  - (3) 評議会評議委員、クラブ管理委員、選挙管理委員、准執行委員が辞職する時は、それぞれの選出母体で了承を得てから、それぞれの所属機関の長に届け出こととする。
  - (4) 第1号から第3号に規定する以外の役員が辞職する時は、それぞれの別に定める任命権者に届け出こととする。
- 2 辞職の届け出は、辞職しようとする日の1か月前までに行わなければならない。ただし、その日が休日にあたる場合はその前平日までとする。

第20条 第10条第1号から第14号に規定される役員は、会員総数の3分の2以上の役員の辞表を求める署名があったとき、辞職しなければならない。

2 役員の辞職を求める会員の署名に関する事務は、議長官房が行う。

### 第4節 分限処分及び厳格処分

#### 第1款 適用の制限

第21条 すべての役員の分限処分及び厳格処分については、公正でなければならない。

第22条 次の各号に掲げる役員は、本節の規定によって降任され又は免職されない。

- (1) 評議会議長
- (2) 評議会常務委員長
- (3) 評議会副常務委員長
- (4) 評議会評議委員
- (5) 評議会常務委員
- (6) 執行委員長
- (7) 書記長
- (8) クラブ管理委員長
- (9) 選挙管理委員長

第23条 役員は、この会則に定める事由による場合でなければ、その意に反して降任され又は免職されない。

## 第2款 分限処分

第24条 役員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを降任又は免職できる。

- (1) 業務の状況を示す事実に照らして、業務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障により、職務遂行に支障がある場合

第25条 分限処分は、任免権者がこれを行う。

## 第3款 厳格処分

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、厳格に、免職、降任又は訓告の処分をすることができる。

- (1) 服務又は職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 職務上で法令もしくは学校の規則に違反した場合

第27条 厳格処分は、任免権者がこれを行う。

# 第5章 評議会

## 第1節 機関及び役員

第28条 評議会は、本会の審議機関であって、本会の最高機関である。

第29条 評議会は、内部組織として総会、評議委員会、常務委員会、議長官房を置く。

第30条 評議会は、以下の役員から構成される。

- (1) 評議会議長……………1名
- (2) 評議会副議長…………若干名
- (3) 評議会評議委員…………クラス数
- (4) 評議会常務委員長……………1名
- (5) 評議会副常務委員長 ……1名
- (6) 評議会常務委員……………4名以上 6名以下
- (7) 議長官房長……………1名
- (8) 議長官房次長……………1名
- (9) 議長官房参事……………必要数

第31条 評議会評議委員は、各クラスより 1名ずつ選出される。

- 2 評議会常務委員長・評議会副常務委員長・評議会常務委員は学友会の運営に関する知識と経験を有する会員の中から、評議委員会の承認を得て、評議会議長によって任命される。

- 3 評議会副議長、議長官房長、議長官房次長、議長官房参事は、評議会議長によって任免される。

第32条 評議会議長は全評議会評議委員の2分の1以上の賛成があれば、評議会常務委員長・評議会副常務委員長・評議会常務委員を解任する事が出来る。

第33条 評議会議長は以下の業務を行う。

- (1) 評議会内の機関の統括
  - (2) 総会ならびに評議委員会の議事の進行
  - (3) 常務委員会に対する発議に関する事項
  - (4) 評議会常務委員長並びに評議会常務委員の任命
  - (5) 総会並びに評議委員会において議決された内容の公示及び議事録の公開
  - (6) 学校行事、式典に際して必要な業務
  - (7) その他、学友会の運営に必要な業務
- 2 前項第6号の業務に限り、評議会議長は業務の一部を執行委員長若しくは書記長に委託することができる。ただし、学友会三役選挙において評議会議長及び書記長の両方が選出できなかった場合、執行委員会の評議会議長業務を専任して担当する者はこれを行うことができない。

第34条 評議会副議長は評議会議長を補佐し、評議会議長が職務不能の時はその職務を代行する。

第35条 第30条第2号から第8号に規定される役員を任命した時、または人事に変更があった時は、これを会員に公示しなければならない。

- 2 人事の公示に関する事務は議長官房が行う。
- 3 役員を任命した時、人事に変更があった時は、評議会議長はこれを議長官房に通知しなければならない。

第36条 学友会会員は評議委員会並びに常務委員会を自由に傍聴することができる。

- 2 傍聴に際しては、評議会議長もしくは評議会常務委員長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴者は、自由に発言することができる。
- 4 傍聴者が審議を妨害した場合、評議会議長もしくは評議会常務委員長は当該傍聴者に退席を命じることができる。

## 第2節 総会

第37条 総会は、学友会会員の全員から構成される。

第38条 総会は、次の各事項を審議・決定する。

- (1) 本会事業の決定
- (2) 学友会三役の選出
- (3) 学友会会則の改正
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

第39条 総会は定期総会と臨時総会からなる。

- (1) 定期総会は、必ず毎年1回、開催しなければならない。
- (2) 臨時総会は、必要に応じて開催する。

第40条 総会は次の各号に該当する時は、評議会議長がこれを招集する。

- (1) 評議会議長が必要と認めた時。
- (2) 会員総数の2分の1以上からの要請があった時。
- (3) 評議会評議委員会・評議会常務委員会・執行委員会及び書記局のいずれからの要請があった時。

第41条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第42条 総会は、審議のため必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意思を聞くことができる。

- 2 参考人の出席を求めるときは、評議会議長は本人にその旨を通知する。
- 3 本会諸機関に所属している参考人に対する前項の通知は、その機関の長を経て行う。

第43条 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成でこれを決する。

- 2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 評議会議長は、前項の場合を除き議事の可否に関して投票権を有さない。

第44条 総会の議決は、学友会内の全ての機関及び組織の議決・決定に優越する。

### 第3節 評議委員会

第45条 評議委員会は、以下の各号の役員から構成される。

- (1) 評議会議長……………1名
- (2) 評議会副議長…………若干名
- (3) 評議会評議委員…………クラス数

第46条 評議委員は評議委員会の審議に参加し、学友会の諸事業が公正に執行されるよう努めなければならない。

第47条 評議委員に欠員が出た時は、速やかにその選出母体より補充しなければならない。

第48条 評議委員会の議事は、評議会議長がこれを行う。

第49条 評議委員会は次の各事項を審議・決定する。

- (1) 常務委員長・副常務委員長・常務委員の承認に関する事項
- (2) 常務委員長・副常務委員長・常務委員の解職に関する事項
- (3) 常務委員会が議決した議案のうち、異議申し立てがあつた議案に関する事項
- (4) 評議委員の資格に関する事項
- (5) その他、評議会議長が特に必要と認める事項

第50条 評議委員会の議決は、常務委員会の議決に優越する。

第51条 評議委員会は評議会議長が召集する。

- 2 評議会議長は評議委員会を召集する際に、会員に対して期日、会場、議案を通知しなければならない。

第52条 評議委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

第53条 評議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

- 2 可否同数の時は評議会議長の決するところによる。
- 3 議長は、前項の場合を除き議事の可否に関して投票権を有さない。
- 4 出席委員の5分の1以上の要求があれば、各委員の表決は、これを議事録に記載しなければならない。

第54条 評議委員会の議決に関して次の各号に示す中から再審議の要請があった場合は、その議決について再度審議を行わなければならない。

- (1) 執行委員長
- (2) 書記長
- (3) 会員(8名以上の賛同者の署名・捺印がある場合に限る)
- 2 一度、評議委員会での再審議を経た議案については再審議を行わない。

第55条 評議委員会の議決および議事録は、速やかに会員に公表されなければならない。

- 2 議決および議事録の公表は、議事録を掲示板に掲示する方法をもつて行われなければならない。
- 3 再審議を行う場合は、議決及び議事録の公表を再度議決がなされるまで遅らせることとする。

第56条 評議委員会は、若干名の評議委員を評議委員の全員の賛成があれば常務委員に推薦する事が出来る。

- 2 常務委員に任命された評議委員は直ちに評議委員を辞職しなければならない。

#### 第4節 常務委員会

第57条 常務委員会は、以下の各号の役員から構成される。

- (1) 評議会常務委員長 …… 1名
- (2) 評議会副常務委員長 … 1名
- (3) 評議会常務委員 ……… 4名以上 6名以下

第58条 評議会常務委員長は常務委員会を代表し、常務委員会の議事を行う。

- 2 評議会副常務委員長は評議会常務委員長を補佐するとともに、常務委員会の審議を行う。また、評議会常務委員長が職務不能のときはその職務を代行する。
- 3 評議会常務委員は常務委員会の審議を行う。

第59条 評議会常務委員に欠員が生じ、本会則に定める評議会常務委員の定員を下回る時は、評議会議長は速やかに評議会常務委員を任命しなければならない。

第60条 常務委員会は次の各事項を審議・議決する。

- (1) 収支予算書の承認に関する事項
- (2) 会則及び細則を除く諸規定等の制定又は改廃の審議決定及び承認に関する事項
- (3) クラブの設立の承認に関する事項
- (4) 会則改正の承認に関する事項
- (5) 細則の制定及び改正の承認に関する事項
- (6) 選挙手続き及び選挙結果に関する異議申し立てに関する事項
- (7) 第141条第3号に規定する学友会三役選挙に関する事項
- (8) 会員の表彰に関する事項
- (9) その他、発議された事項

第61条 常務委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会務調査に関する事項
- (2) 会計監査に関する事項
- (3) 会則及び諸細則の解釈に関する事項
- (4) 会則を除く諸規定等の制定・改廃の発議に関する事項
- (5) 諸機関の活動報告受理に関する事項

第62条 常務委員会は、書記局から収支決算報告を受理したとき、その決

算について監査し、報告が正しいものと認められたとき、その報告を承認し、会員に公表しなければならない。

第63条 次の各号に該当するものは、常務委員会に議案を発議することが出来る。

- (1) 評議会議長
- (2) 執行委員長
- (3) 書記長
- (4) 評議会常務委員
- (5) 評議会評議委員
- (6) 会員(8名以上の賛同者の署名・捺印がある場合に限る)

第64条 常務委員会は評議会議長の要請に基づき、評議会常務委員長が召集する。

2 評議会常務委員長は常務委員会を召集する際に、会員に対して期日、会場、議案を通知しなければならない。

第65条 常務委員会は、委員総数(評議会副常務委員長を含む)の5分の4以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

第66条 常務委員会の議事は、出席委員(評議会副常務委員長を含む)の5分の4以上でこれを決する。

2 可否同数の時は評議会常務委員長の決するところによる。  
3 評議会常務委員長は、前項の場合を除き議事の可否に関して投票権を有さない。  
4 出席委員(評議会副常務委員長を含む)の5分の2以上の要求があれば、各委員の表決は、これを議事録に記載しなければならない。

第67条 常務委員会の議決に関して次の各号に示す中から再審議の要請があった場合は、その議決について再度審議を行わなければならない。

(1) 執行委員長  
(2) 書記長  
2 一度、再審議を経た議案については常務委員会では再審議を行わない。

第68条 常務委員会の議決および議事録は、速やかに会員に公表されなければならない。

2 議決および議事録の公表は、議事録を掲示板に掲示する方法をもって行われなければならない。  
3 再審議を行う場合は、議決及び議事録の公表を再度議決がなされるまで遅らせることとする。

第69条 会員は、常務委員会の議決について評議会に対し異議の申し立てを行うことが出来る。

- 2 异議申し立てには、会員 8 名以上の署名・捺印を必要とする。
- 3 异議申し立ての受付期間を議決ならびに議事録の公開後 1 週間とする。但し、受付期間内に以下に該当する日がある場合は、その日数分だけ受付期間を延長する事とする。
  - (1) 学校の長期休業(学年末試験終了日から終業式までの期間も含む)
  - (2) 祝祭日(本校の創立記念日も含む)
  - (3) 学校が全日休講とした日
  - (4) その他、評議会議長が必要と認める期間
- 4 异議申し立てに関する事務は議長官房が行う。
- 5 异議申し立ての内容に著しい論理的誤謬、事実誤認が認められる時は、議長官房はこれを棄却できる。
- 6 异議申し立ての認められた議案に関しては、評議委員会で再度審議されなければならない。
- 7 异議申し立てが認められた場合、異議申し立てが棄却された場合のいずれも、議長官房はその事実および内容を会員に対して速やかに公表しなければならない。

## 第5節 議長官房

第70条 議長官房は、以下の各号の役員から構成される。

- (1) 議長官房長 ……………… 1 名
- (2) 議長官房次長 ……………… 1 名
- (3) 議長官房参事 ……………… 必要数

第71条 議長官房は、以下の業務を行う。

- (1) 評議会議長の補佐
- (2) 常務委員会の議決に対する異議申し立てに関する事項
- (3) 人事の公示に関する事項
- (4) 学友会の全体の統括に関する事項
- (5) 役員の辞職を求める署名に関する事務
- (6) 書記長不在時の選挙管理委員会に関する事項
- (7) 会員の表彰に関する事項
- (8) 機関公報に関する事項
- (9) 会員の請願に関する事項
- (10) 諸機関から委託された事項
- (11) 評議会の公文書類の保存に関する事項
- (12) 会員及び役員の権利保護に関する事項
- (13) その他所管不明瞭な事項

第72条 議長官房長は、議長官房を代表して、議長官房の業務を遂行する。

第73条 議長官房次長は議長官房長を補佐し、議長官房長が職務不能の時はその職務を代行する。

2 議長官房参事は議長官房長を補佐し議長官房の業務を分掌する。

第74条 議長官房は、所掌業務を遂行するために、評議会議長の承認を得たうえで必要に応じて内部組織を置くことができる。

- 2 組織の長は、議長官房参事の中から評議会議長の承認を得た上で議長官房長が任免する。
- 3 議長官房長は、その権限の一部を組織の長に委託することができる。
- 4 組織の長を任免した時は、これを会員に公示しなければならない。

## 第6章 執行部

### 第1節 執行委員会

第75条 執行委員会は、本会の執行機関の一つである。

第76条 執行委員会は、以下の各号の役員から構成される。

- (1) 執行委員長 ……………… 1名
- (2) 副執行委員長 ……………… 若干名
- (3) 執行委員 ……………… 必要数
- (4) 准執行委員 ……………… 必要数

第77条 副執行委員長は、執行委員長によって任免される。

- 2 執行委員は、執行委員長によって任免される。
- 3 准執行委員は、各クラスより選出される。

第78条 執行委員長は執行委員会を代表して執行委員会を統括し、執行委員会の業務を執行する。また、評議会議長から委託された場合に限り、学校行事・式典に際して必要な業務の一部を行う。

第79条 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長が職務不能の時は、その職務を代行する。

2 執行委員、准執行委員は執行委員長を補佐し、執行委員会の業務を分掌する。

第80条 執行委員会は、必要に応じて内部組織として課を設置することができる。

- 2 課長は、副執行委員長及び執行委員の中から執行委員長が任免する。
- 3 執行委員長はその権限の一部を課長に委託することができる。

第81条 第 76 条第 2 号から第 4 号に規定される役員および第 80 条に規定される課長を任命した時、または人事に変更があった時は、こ

- れを会員に公示しなければならない。
- 2 人事の公示に関する事務は議長官房が行う。
  - 3 役員、課長を任命した時、人事に変更があった時は、執行委員長はこれを議長官房に通知しなければならない。

第82条 執行委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 学友会行事の計画・実施に関する事項
- (2) 対外交渉の処理に関する事項
- (3) 機関紙等の発行に関する事項
- (4) 学友会備品の管理に関する事項及び評議会への報告
- (5) 諸規定等の制定・改廃の発議及び評議会への議案の提出
- (6) 執行に関する重要な事項の会員への通知
- (7) 評議会の決定事項
- (8) その他諸機関から委託された事項

第83条 本会会員は、執行委員会及びその他諸機関の業務の妨げにならない限りは第2条の目的に基づき執行委員会の管理する学友会備品を利用するもしくは借用することができる。

- 2 学友会備品は、本会諸機関が業務執行にあたり必要として所有する消耗品以外の品物をいう。

第84条 執行委員会の決定は、副執行委員長、執行委員及び准執行委員の意見のもと、執行委員長の決するところによる。

第85条 執行委員会は年度末に評議会へ活動報告書を提出し活動報告を行わなければならない。

## 第2節 書記局

第86条 書記局は、本会の執行機関の一つである。

第87条 書記局は以下の各号の役員から構成される。

- (1) 書記長 ..... 1名
- (2) 書記次長 ..... 1名
- (3) 書記 ..... 必要数

第88条 書記次長は、書記長によって任免される。

- 2 書記は、書記長によって任免される。

第89条 第87条第2号および第3号に規定される役員を任命した時、または人事に変更があった時は、これを会員に公示しなければならない。

- 2 人事の公示に関する事務は議長官房が行う。
- 3 役員を任命した時、人事に変更があった時は、書記長はこれを議長

官房に通知しなければならない。

第90条 書記局は次の業務を執行する。

- (1) 収支予算案の作成及び評議会への提出
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 収支決算書の作成及び評議会への報告
- (4) 会務調査に関する事項
- (5) 諸規定等の制定・改廃の発議及び評議会への議案の提出
- (6) クラブ管理委員会、選挙管理委員会に関する事項
- (7) 会則・諸規則及び諸規定等の公布
- (8) クラブの設立の承認と設立に関する事項
- (9) 執行に関する重要な事項の会員への通知
- (10) その他諸機関から委託された事項

第91条 書記長は書記局を代表して書記局を統括し、書記局の業務を執行する。また、評議会議長から委託された場合に限り、学校行事・式典に際して必要な業務の一部を行う。

第92条 書記次長は書記長を補佐し、書記長が職務不能の時はその職務を代行する。

2 書記は書記長を補佐し、書記局の業務を分掌する。

第93条 書記局の決定は、書記次長及び書記の意見のもと、書記長の決するところによる。

第94条 書記局は年度末に評議会へ活動報告書を提出し活動報告を行わなければならない。

## 第7章 専門委員会

### 第1節 クラブ管理委員会

第95条 クラブ管理委員会は、クラブに関する専門機関である。

第96条 クラブ管理委員会は次の各号の役員から構成される。

- (1) クラブ管理委員長 …… 1名
- (2) クラブ管理委員 …… クラブ数

第97条 クラブ管理委員長はクラブ管理委員の互選により選出される。

2 クラブ管理委員は、各クラブの部長がこれを務める。

第98条 クラブ管理委員長が選出された時には、これを会員に公示しなければならない。

2 人事の公示に関する事務は議長官房が行う。

- 3 クラブ管理委員長が選出された時には、クラブ管理委員会はこれを議長官房に通知しなければならない。
- 4 クラブ管理委員長が選出された場合、クラブ管理委員長の所属クラブはクラブ管理委員を補填しなければならない。但し、このときは当該クラブの副部長がクラブ管理委員を務める。

第99条 クラブ管理委員会は、次の業務を執行する。

- (1) クラブ間の協調の推進ならびに問題の調停
- (2) クラブに対する活動援助の配分方法および配分額の決定
- (3) クラブの活動の調査に関する事項
- (4) その他、クラブの円滑な管理運営を行うために必要な業務

第100条 クラブ管理委員会は書記局の協力を得て、その業務を行う。

- 2 各年度の第一回のクラブ管理委員会は書記長が召集する。

第101条 クラブ管理委員会の決定は、出席委員の過半数でこれを決する。

- 2 可否同数の場合は、クラブ管理委員長の決するところによる。
- 3 クラブ管理委員長は前項の場合を除き決定に関して投票権を有さない。
- 4 原則として採決は挙手で行う。
- 5 出席委員の3分の1以上が必要と認めた場合に限り、無記名投票を行うことができる。

第102条 クラブ管理委員会の議事は、原則公開とする。但し、出席委員の3分の2以上の多数で決定したときは、この限りではない。

- 2 会員が議事を傍聴する際は、クラブ管理委員長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴者は、静粛に議事を傍聴しなければならない。
- 4 傍聴者が議事を妨害した場合、クラブ管理委員長は当該傍聴者に退席を命じることができる。

第103条 クラブ管理委員会の議事及び決定は、これを議事録として保存し、会員からの要求があれば原則公表しなければならない。

第104条 クラブ管理委員会は年度末に評議会へ活動報告書を提出し活動報告を行わなければならない。

## 第2節 選挙管理委員会

第105条 選挙管理委員会は、学友会三役選挙及び採決事務に関する専門機関である。

第106条 選挙管理委員会は、以下の各号の役員から構成される。

- (1) 選挙管理委員長 …………… 1名

(2) 選挙管理委員…………… クラス数

第107条 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出される。

2 選挙管理委員は、各クラスより 1 名選出される。

第108条 選挙管理委員長が選出された時には、これを会員に公示しなければならない。

- 2 人事の公示に関する事務は議長官房が行う。
- 3 選挙管理委員長が選出された時には、選挙管理委員会はこれを議長官房に通知しなければならない。

第109条 選挙管理委員会は次の各号に示す業務を行う。

- (1) 学友会三役選挙の公示、立候補受付、投票、開票、結果の公表の各日程の決定および公表
- (2) 学友会三役選挙の実施および結果の公表
- (3) 学友会三役選挙当選者に対する当選証書の付与に関する事務
- (4) その他、学友会三役選挙に関して必要な事項の決定および公表
- (5) 評議会総会における採決に関する事務

第110条 選挙管理委員会は書記局の協力を得て、その業務を行う。

2 各年度の第一回の選挙管理委員会は書記長が召集する。

第111条 選挙管理委員は、選挙が公正かつ円滑に行われるよう、誠実にその事務にあたらなければならない。

第112条 選挙管理委員会の決定は、出席委員の過半数でこれを決する。

- 2 可否同数の場合は、選挙管理委員長の決するところによる。
- 3 選挙管理委員長は前項の場合を除き決定に関して投票権を有さない。
- 4 原則として採決は挙手で行う。
- 5 出席委員の 3 分の 1 以上が必要と認めた場合に限り、無記名投票を行うことができる。

第113条 選挙管理委員会の議事は、原則公開とする。但し、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、この限りではない。

- 2 会員が議事を傍聴する際は、選挙管理委員長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴者は、静粛に議事を傍聴しなければならない。
- 4 傍聴者が議事を妨害した場合、選挙管理委員長は当該傍聴者に退席を命じることができる。

第114条 選挙管理委員会の議事及び決定は、これを議事録として保存し、会員からの要求があれば原則公表しなければならない。

第115条 選挙管理委員会は年度末に評議会へ活動報告書を提出し活動報告を行わなければならない。

## 第8章 クラブ

第116条 次の各号の条件を満たす学生の団体は、クラブと称して活動し、クラブ管理委員会に加盟することが出来る。

- (1) 目的が明確であること。
- (2) 活動内容が他のクラブと重複しないこと。
- (3) 9名以上の部員から構成されていること。ただし、女子学生のみで構成されている場合は、5名以上の部員を必要とする。
- (4) 部員が3学年以上にわたっていること。
- 2 クラブを新設する際は、校長の許可及び書記局並びに評議会の承認を得なければならない。
- 3 校長の許可は、本校学生細則第23条に規定されている方法で行う。
- 4 クラブの新設の申請は、書記局にこれを届け出なければならない。
- 5 書記局は、クラブ新設の申請を受けた時、その可否に関わらずこれを公表しなければならない。

第117条 クラブが次年度も継続して活動する時は、第116条第1項の条件を次年度4月末日時点で満たしており、かつ第116条第3項の許可が継続していなければならぬ。また、前年度において活動の実績がなければならない。

第118条 第117条の前年度活動実績の有無は、月誌及び年間活動報告書並びに各クラブ管理委員のクラブ管理委員会への出席状況により書記局が確認する。

第119条 クラブは、次の場合に解散しなければならない。

- (1) 団体の結成の許可が取り消された場合
- (2) 第116条第1項の条件を満たさなくなった場合
- (3) 評議会又は書記局で活動継続不認可の議決又は決定があった場合
- 2 クラブが解散したとき、その団体がそれまでに本会機関の援助で取得した物品は執行委員会に譲渡しなければならない。

第120条 クラブは、校長の許可及び評議会並びに書記局の承認を得ずして他団体との合併や団体の分割等の資格の変更を要する行為を行ってはならない。

第121条 クラブが団体の名称を変更しようとするときは、評議会並びに書記局の承認を得た上で、校長の許可を得なければならない。

第122条 クラブは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 月誌をクラブ管理委員長に提出すること。
- (2) 年間活動報告書をクラブ管理委員長に提出すること。
- (3) 会則、細則及びその他諸規則並びに諸機関の決定事項を遵守し、学友会活動に協力すること。
- (4) 部長、副部長、会計を置くこと。
- (5) クラブ管理委員を選出し、これをクラブ管理委員会に届け出ること。

第123条 クラブの役員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部長は、団体を統率し、代表責任者として対外交渉を行う。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長が職務不能の時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、備品及び財務を管理する。

第124条 クラブを構成する部員は、課外活動団体加入確認書を学生担当副校長に提出しなければならない。

- 2 部員は、課外活動団体脱退確認書が学生担当副校長に受理された時点で部員資格を喪失する。
- 3 クラブの掛け持ちは、1人あたり2団体までとする。

## 第9章 学友会三役選挙

第125条 学友会三役選挙は、学友会三役を選出することを目的とする。

第126条 学友会三役は、学友会会員が直接これを選挙する。

第127条 学友会三役選挙は、通常選挙と臨時選挙からなる。

- 2 通常選挙とは、次年度の学友会三役を選出する時にに行う選挙のこととする。
- 3 臨時選挙とは、学友会三役の各役員が任期途中で辞職した時にに行う選挙のこととする。また、第141条に規定する選挙も臨時選挙とする。

第128条 学友会三役選挙は、評議会総会を開催して実施しなければならない。

第129条 全ての会員は、第143条により選挙権が無効となった者を除き選挙において1人につき1票の選挙権を有する。

第130条 全ての会員は、次の各号に該当するものを除き被選挙権を有す

る。

- (1) 留学及び休学中の者
- (2) 選挙管理委員
- (3) 次期役員在任中、会員の資格を失うことが選挙期間中に判明している者
- (4) 第143条により被選挙権が無効となった者

第131条 選挙日程、立候補受付期間などの選挙に関する必要な事項は、その都度選挙管理委員会で決定し、会員に公示しなければならない。

第132条 立候補者は、選挙管理委員会の指定した立候補受付期間中に、立候補届を提出しなければならない。

- 2 立候補者には、2人の会員の推薦を必要とする。
- 3 立候補者は、重複して別の役員に立候補することはできない。
- 4 推薦人は、同一役員の立候補者の推薦人を兼ねることができない。

第133条 投票は無記名投票で記号式投票とする。

- 2 投票には選挙管理委員会指定の投票用紙を用いなければならない。
- 3 投票用紙を選挙管理委員会に無断で複製、複写、偽造する行為は、これをしてはならない。

第134条 学友会三役の各役員について、立候補者が1名の時は信任投票を行う。

第135条 学友会三役選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 選挙管理委員会指定の投票用紙を用いないもの
  - (2) 自筆により投票用紙に記入しないもの
  - (3) 立候補者の誰に投票したかを確認し難いもの
  - (4) 選挙管理委員会の指定した以外の記号を記入したもの
  - (5) その他選挙管理委員会が決定し、無効としたもの
- 2 投票用紙に記入された事項に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会が記入事項の解釈を決定する。

第136条 選挙の当選基準を次のとおりに定める。

- (1) 1つの役員につき複数の立候補者がいる場合は、最高得票数を得た者を当選とする。最高得票数が同数だった場合、同数の者同士でくじ引きを行い当選者を決定する。
- (2) 信任投票においては、有効投票数の半数以上の信任を得た場合を当選とする。信任が半数未満の場合は、当該役員について再選挙を行う。
- (3) (1)及び(2)いずれの場合においても 1つの役員に対する有効投

票数が選挙権を有する会員数の4割に満たない場合、その選挙結果は無効とし再度投開票を行わなければならない。

第137条 選挙管理委員会は、速やかに選挙結果をすべての会員に公表しなければならない。

第138条 会員は、選挙手続き及び選挙結果について疑義を有する場合、選挙結果公表後1週間以内に限り、評議会へ異議申立てができる。

2 前項の異議申立ては、評議会常務委員会に対する議案の発議によって行う。

第139条 選挙管理委員会は、選挙の当選者の当選の効力が生じたときは、前条の異議申立て受付期間終了後直ちに当該当選者に当選証書を付与しなければならない。

第140条 立候補者ならびに被選挙権を有する会員は、立候補受付期間終了日の翌日から投票日の前日まで選挙運動を行うことができる。

2 選挙運動とは、学友会三役選挙について、特定の立候補者の当選を目的として、得票を得る又は得させるために行う行為をいう。  
3 選挙運動の準備行為は、選挙運動にあたらない。  
4 次の各号のいずれかに該当する行為は、これをしてはならない。  
(1) 選挙権を有する者に金銭や物品を与えること。  
(2) 選挙管理委員会が開催する立会演説会以外で演説を行うこと。  
(3) 授業時間に選挙運動を行うこと。  
(4) その他選挙管理委員会が決定し、禁止すること。

第141条 学友会三役の各役員について立候補がなく選出できなかった場合は、次の各号に従うこととする。

(1) 評議会議長、執行委員長のいずれか、もしくは両方の選出が出来なかつた場合は、次年度において書記局は早急に選挙管理委員会を召集し、選挙を行わなければならない。  
(2) 書記長の選出が出来なかつた場合は、議長官房長が選挙管理委員会の召集を代行することとし、次年度において早急に選挙管理委員会を召集し、選挙を行わなければならない。  
(3) 評議会議長と書記長の両方の選出が出来なかつた場合は、その年度内に評議会から承認を得た者が次年度の選挙管理委員会の召集を代行することとし、次年度において選挙管理委員会を召集し、選挙を行わなければならない。この場合は、その年度内に評議会で選挙の日程等の詳細を決定し、次年度の選挙管理委員会はこれに従うこととする。

第142条 前条に規定する選挙の結果、学友会三役の各役員について立候補がなく選出できなかつた場合は、当分の間は次の各号に従うこと

ととし、一定期間の後、再選挙を実施しなければならない。また、前条に規定する選挙が実施されるまでの期間も次の各号に従うこととする。

- (1) 執行委員長、書記長のいずれか、もしくは両方の選出が出来なかった場合は、評議会議長がその業務を代行する。ただし、この間に執行委員会、書記局から提出される議案に関する評議委員会における審議の議事は、評議会副議長が担当することとする。また、この間に限り評議会議長は常務委員長ならびに常務委員を解職できない。
- (2) 評議会議長が選出できなかった場合は、書記長がその業務を代行する。ただしこの間に書記局から提出される議案に関する評議委員会における審議の議事は、執行委員長が担当することとする。また、この間に限り評議会議長代行は常務委員長ならびに常務委員を解職できない。
- (3) 評議会議長と書記長の両方が選出できなかった場合は、執行委員会が評議会議長と書記長の業務を分掌して担当することとする。これに際しては執行委員会に役職につきそれぞれ 1 名の専任の担当者を必ず置かなければならない。この間に限り、これらの専任の担当者は執行委員会の業務から離れなければならず、執行委員長はこれらの専任の担当者を解職できない。ただし、これらの専任の担当者については、特別に第 20 条を適用することとする。なお、執行委員長は学校行事・式典に際して必要な業務を行う場合に限り評議会議長を代行することができる。

第143条 次の各号に該当する行為を行った会員は、その選挙において選挙権ならびに被選挙権を無効とする。

- (1) 第 9 章の規定ならびに第 131 条に基づき決定した事項に違反する行為。
- (2) その他選挙管理委員会の決定事項に違反する行為。

## 第10章 会計

第144条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、毎年 3 月 31 日に終わる。

第145条 本会の経費は、会費・寄付金・預金利子及びその他の収入をもってこれに充てる。

第146条 予算は、評議会の承認を必要とし、決算は評議会に報告しなければならない。その内容は、すべての会員に報告されなければならない。

第147条 会計の監査は、評議会が行う。

## 第11章 会員の表彰

第148条 本会発展の為に特に顕著な貢献をした会員は、評議会議長の名において表彰することができる。但し、表彰は次の各号の一について行う。

- (1) 全国高専大会成績優秀賞
- (2) 近畿高専大会成績優秀賞
- (3) 善行賞
- (4) 学友会機関功労賞
- (5) 特別賞

2 会員の表彰には、評議会の承認を必要とする。

3 会員の表彰に関する事務は評議会議長官房が行う。

第149条 前条に規定する表彰に該当する会員があった場合、関係機関は評議会議長に具申しなければならない。

2 会員は自身若しくは別の会員が前条に規定する表彰に該当する場合、評議会議長に自薦若しくは他薦することができる。

第150条 表彰は原則として評議会定期総会において行うものとする。

第151条 表彰を行うときは副賞を付すことができる。

- 2 副賞は、議長官房の要請を受けて書記局が検討し、評議会の承認の上決定する。
- 3 第148条但し書き第4号の表彰は、副賞を付すことができない。

第152条 全国高専大会成績優秀賞は、クラブ活動の上で、全国高専規模の大会において優勝若しくは準優勝した者又は団体に対して表彰する。

第153条 近畿高専大会成績優秀賞は、クラブ活動の上で、近畿地区高専規模の大会において優勝若しくは準優勝した者又は団体に対して表彰する。

第154条 善行賞は、社会奉仕活動を行い、その功績顕著と認められ他の範とするに足り、次の各号に掲げる行為のいずれかを行った者又は団体に対して表彰する。

- (1) 道路、河川又は公園等における美化清掃活動(本校若しくは本会が主催した活動を除く)
- (2) 各種募金活動(本校若しくは本会が主催した活動を除く)
- (3) 各種普及推進活動又は非行防止キャンペーン(本校若しくは本会が主催した活動を除く)
- (4) 地域住民との交流活性化活動(本校若しくは本会が主催した活動を除く)

第155条 学友会機関功労賞は、学友会機関の業務遂行に功績顕著と認められ、他の役員の範とするに足り、次の各号に掲げる資格を備える者に対して表彰する。

- (1) 学友会役員を職種を問わず通算 5 年以上務めたこと
- (2) 学友会三役のいずれかの職を 1 期以上務めたこと
- (3) 役職の任期中に役員義務の違反がないこと
- (4) 責任感旺盛であり、他の役員の信頼が厚く、人格、識見とも卓越していること

第156条 特別賞は、第 148 条但し書き第 1 号乃至第 4 号に該当しないことであって、本会内外から高い評価を受け、その功績が認められた者又は団体に対して表彰する。

第157条 表彰後被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の対面を汚す行為があったときは、評議会議長は、評議会に諮り表彰を取り消すことができる。

## 第12章 諸機関に対する請願

第158条 会員は、会則の改正若しくは細則の制定及び改正若しくは会則及び細則を除く諸規定の制定及び改廃若しくは第 10 条第 15 号から第 20 号までに規定されている役員の罷免又はその他の事項に関して、評議会評議委員の紹介のもと請願することができる。

- 2 請願は、請願者の所属、学籍番号及び氏名を記載のうえ捺印し、文書でこれをしなければならない。また、請願の文書には紹介評議委員の署名・捺印を必要とする。

第159条 請願書は、請願の事項を所管する機関にこれを提出しなければならない。

- 2 請願事項の所管機関が明らかでない時は、請願書を評議会議長官房に提出することができる。
- 3 請願書が請願の事項を所管する機関以外の機関に提出された場合は、その機関は正当な機関に請願書を送付しなければならない。

第160条 提出された請願は、所管機関において受理し誠実に対応処理しなければならない。

第161条 次の各号に該当する請願は、すべての機関において受理することができない。

- (1) 会則、細則、諸規定及び諸機関の決定事項に違反する行為を求めるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為を求めるもの

- (3) 特定の会員や団体を著しく誹謗、中傷するもの
- (4) 願意が明確に記載されていないもの

第162条 会員は、請願の対応処理の状況報告を所管機関に求めることができる。

### 第13章 諸規則の制定・改廃

第163条 この会則の改正には、評議会常務委員会の承認、異議申し立てがあったときには評議会評議委員会の承認を得た後、これを総会で審議し過半数の賛成を得ることを必要とする。

第164条 本会は、会則の他に細則、規則、規定を制定することができる。

第165条 細則は、この会則の執行に係る重要な事項について定めることができ、その制定及び改正については、評議会常務委員会若しくは評議委員会での承認を必要とする。

第166条 規則は、本会機関の業務執行に係る事項のうち、所管機関の裁量権によって決定できない事項について定めることができ、その制定及び改廃については、評議会常務委員会若しくは評議委員会での承認を必要とする。

第167条 規定は、本会機関の業務執行に係る事項のうち、所管機関の裁量権によって決定できる事項について定めることができ、その制定及び改廃については、制定機関の決定若しくは承認を必要とする。

### 第14章 補則

第168条 この会則の執行に係る細則は、別に定める。

#### 附則

- 1. 本会則は平成24年4月1日より施行する。

#### 附則

- 1. 本会則は平成26年4月1日より施行する。

#### 附則

- 1. 本会則は平成30年4月1日より施行する。
- 2. 平成29年度以前のクラブ・同好会制度により設立が認められた団体は、平成30年3月31日をもってその資格を喪失することとし、平成30年度以降において再び活動しようとする団体は、クラブ新設の手続きを行わなければならない。但し、平成30年4月末日までに学長によって平成30年度クラブ設立が許可され、かつ書記局によつ

て承認され、又平成 29 年度の月誌及び年間活動報告書のすべてを提出した団体は、第 117 条を準用し、平成 29 年度からの活動継続を行っているとみなす。また、第 119 条第 2 項を適用しない。

## 2 評議委員会並びに常務委員会運営細則

- 第1条 この細則は、評議委員会並びに常務委員会の運営を行うにあたり、学友会会則の規定に加えて、さらに必要な事項を定めるものである。
- 第2条 評議委員会は、学友会会則に規定されている業務を行うために、評議委員から書記を選出する。
- 第3条 評議委員会・常務委員会の議事を進行する者(以下、議長)は、個々の議案を審議する前に、その旨を明確に宣言しなければならない。
- 第4条 議長は、議案の説明を発議者に求めることができる。
- 第5条 発言者は、挙手して議長の指名を受けなければならない。
- 第6条 議長は、議案に対し、必要に応じて意見を述べることができる。
- 第7条 発言者の発言が不当に該当議案以外の事項にわたる時は、議長はその発言を静止することができる。
- 第8条 評議委員会若しくは常務委員会は、審議のため必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。  
2 参考人の出席を求めるときは、議長は本人にその旨を通知する。  
3 本会諸機関に所属している参考人に対する前項の通知は、その機関の長を経て行う。  
4 参考人については、第5条及び第7条の規定を準用する。
- 第9条 議案の審議を行うにあたり、議論の膠着及び紛糾などで、審議の収拾がつかないと議長が判断した場合は、その議論の打ち切りを宣言し採決することができる。
- 第10条 評議委員若しくは常務委員又は発議者は、議案審議中に議長に対し動議を提出することができる。ただし、発議された議案についての修正の動議を提出する場合は、評議委員会は出席委員の3分の1以上、常務委員会は出席委員の5分の2以上の賛同を必要とする。  
2 動議が提出された場合、議長は次の各号に挙げる事項を除いて議長の裁量により取り扱うことができる。  
(1) 発議された議案についての修正の動議  
(2) 役員人事・資格に関する事項  
(3) 収支予算案・収支決算報告に関する事項  
(4) 諸規則等の制定・改廃に関する事項  
(5) クラブの設立承認に関する事項  
(6) 発議された議案の可否決に関する事項

3 議長は、動議が提出された時、その取扱いに関わらずその旨を議場に宣言しなければならない。

第11条 議案の採決は、挙手で行う。

第12条 前条の規定に関わらず、議長及び出席委員の3分の1以上が必要と認められた時に限り、無記名投票を行うことができる。

第13条 この細則の改正には、評議会の承認を要する。

附則

1. この細則は、平成24年4月1日より施行する。

附則

1. この細則は、平成30年4月1日より施行する。

### **3 クラブ管理委員会運営細則**

**第1条** この細則は、クラブ管理委員会の運営を行うにあたり、学友会会則の規定に加えて、さらに必要な事項を定めるものである。

**第2条** 第1回クラブ管理委員会は4月に開催しなければならない。

**第3条** 委員長は、新年度4月に選出し、前年度から継続して活動を行っているクラブの委員から選出する。

**第4条** クラブ管理委員会で予算分配を受ける団体は、新年度4月に結成もしくは活動継続が認められたクラブに限る。

**第5条** 本委員会に分配された予算は、次のとおりクラブへ分配する。

- (1) 一部を予備費とする。
- (2) クラブ予算については通常分配と再分配を行う。
- (3) 通常分配について、予備費を差し引いた額を、4月末日時点における全クラブの加入数で除して算出した一人あたりの援助費を、各クラブの加入者数毎に分配する。ただし、複数のクラブに所属する部員がいる時は、等分して分配する。
- (4) 再分配は、原則として通常分配で余った予算のうち、予備費を差し引いた額を再分配を希望するクラブに等分配する方法で行う。ただし、再分配の方法についてはクラブ管理委員会の決定でその年度のみこれを変更することができる。

**第6条** 本委員会に分配された予算の執行に関する事務は、書記局が行う。

**第7条** クラブに関する問題は、原則として当該クラブ部長間で解決する。ただし仲裁の必要がある時は、委員長がこれを行う。

**第8条** クラブは、月誌を委員長に提出しなければならない。締め切りは、原則該当する月の翌月10日とする。3月分の締め切りは、3月末日とする。

**第9条** クラブは、年間活動報告書を委員長に提出しなければならない。締め切りは、該当する年度の3月末日とする。

**第10条** この細則の改正には、評議会の承認を要する。

#### **附則**

1. この細則は平成24年4月1日より施行する。

#### **附則**

1. この細則は平成30年4月1日より施行する。

## 4 クラブ新設に関する細則

- 第1条 この細則は、クラブの新設に関して、学友会会則の規定に加えて、さらに必要な事項を定めるものである。
- 第2条 クラブを新設しようとする団体の代表者は、新設の手続きを開始する前に書記局にクラブ新設の相談をしなければならない。その際に書記局は、その団体の構成員名簿及び学生団体規約を確認する。
- 第3条 クラブを新設しようとする団体の代表者は、本校学生細則第 23 条に基づく学校に対する学生団体結成の申請を行ったうえで、書記局に次の各号の書類を提出し、クラブ新設の申請を行う。  
(1) 受理された学生団体結成申請書類の写し  
(2) 新設理由等のクラブ新設に関する必要な説明資料
- 第4条 1 書記局は、前条の申請を受けたとき、当該団体を審査し、新設が適切と認めたときは評議会に対して当該団体のクラブ新設に関する発議を行う。但し、当該団体の学生団体結成に関する校長の許可が未だ得られていない場合は、発議を行うことはできず、許可が下りるときまで発議を保留しなければならない。  
2 書記局は、前項の審査結果に関わらず、その結果を会員に公表しなければならない。  
3 第 1 項の発議をもって、当該団体のクラブ新設に関する書記局が承認したとみなす。
- 第5条 評議会において、クラブの新設が承認された場合、その議決が効力を有する時から当該団体はクラブと称することができる。
- 第6条 前条の場合、書記局は当該団体に対してクラブの権利及び義務並びに活動するにあたって必要な事項の説明を行わなければならない。
- 第7条 この細則の改正には、評議会の承認を要する。

### 附則

1. この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。